

# 農地異動（転用等）審査申込書

供	会	長	局	長	局	長	代理	係	長	担	当
覧											者

**申請者**

議受人（被設定人）

議渡人（設定人）

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 名

電話 ( ) \_\_\_\_\_

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ ほか \_\_\_\_\_ 名

電話 ( ) \_\_\_\_\_

◇届出(申請)農地

所在地	物件の表示		地目	面積 (㎡)	所有者		耕作者				
	地番	登記			現況	住所	氏名	住所	氏名		
											耕作年数

◎注意事項

1. 転用届出(申請)をする時は、都市計画法・寝屋川市開発指導要綱等に該当する場合がありますので、先に審査指導課と協議して下さい。
2. 市街化調整区域の転用申請ならびに農地法第3条許可申請については、申請書を提出された翌月の2日前後に部会にて申請者出席のうえ書類審査を行います。日時については、追って連絡いたします。
3. 農地法第3条許可申請に関する内容につきましては、申請書一覧表の(説明)を参照して下さい。
4. 農地の移転および転用に関する申請(届出)等で不明な点は農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

申請代理人の連絡先

(名称) \_\_\_\_\_

(担当者) \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

\*書類の受付\*  
市街化区域内の転用については、随時受付します。  
市街化調整区域内の転用と農地法第3条許可申請については、毎月25日が締切りです。

\*以下記入する必要はありません\*

法3条	法4条	法5条	法	条
届出			○	
申請				

貸借台帳	
相続税納税猶予	
生産緑地	

現地調査日	年	月	日
時	間	AM/PM:	時 分
担当委員			

寝屋川市本町15番1号 寝屋川市上下水道局3階  
農業委員会事務局 電話072-825-2746(直通)